

別表十三(四)

「25」、「33」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		法人名				
		( )				
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	代替	取得した代替資産の種類	24	
	収用換地等による譲渡年月日	2	資産	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円
	譲渡資産の種類	3	に	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	26	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	つ	圧縮限度額	27	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	いて	前を資	28	
	同補償金	6	帳簿	期し産	29	
	以金	7	価額	いたで	30	
	外の額	8	の	前減あ	31	
	取得した補償金等の額	9	減	に価	32	
保留地の対価の額	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	額	取償場	33	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	等	得却合	34	
交換取得資産の価額	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	を	を	35	
	取得した補償金等の額	9	し	した	36	
譲渡経費の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	た	場合	37	
	同補償金	6	場	合	38	
	以金	7	合	合	39	
	取得した補償金等の額	9	場	合	40	
交換取得資産の価額	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	を	設	41	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	け	け	42	
帳簿価額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	た	場	43	円
	同補償金	6	合	合	44	
	以金	7	場	合	45	
	取得した補償金等の額	9	合	合	46	
交換取得資産の価額	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	を	設	47	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	け	け	48	
差割の計算	対価補償金及び清算金の額	5	た	場	49	
	同補償金	6	合	合	50	
	以金	7	場	合		
	取得した補償金等の額	9	合	合		
差割の計算	対価補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	を	設		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	け	け		

別表十三(四) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P65参照

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第9項」	00356	「25」欄の金額 （「27」又は「30」 欄の金額を超える 場合には、これら の欄の金額）
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第9項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00548	

※ 「第64条第9項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」、「第65条第3項において準用する第64条第9項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「33」欄の金額 （「36」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「43」欄の金額 （「49」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。